

議案第 1 2 2 号

前橋市国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会開催基金条例の制定について

令和 8 年 9 月 1 日提出

前橋市長 小 川 晶

前橋市国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会開催基金条例

(設置)

第 1 条 第 8 3 回国民スポーツ大会及び第 2 8 回全国障害者スポーツ大会（以下「国スポ等」という。）の開催に要する経費の財源に充てるため、前橋市国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会開催基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立金)

第 2 条 国スポ等の開催のための寄附金の全部又は一部は、基金として積み立てるものとする。

2 前項に定めるもののほか、基金として積み立てる額は、一般会計の予算で定める額とする。

(管理)

第 3 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第 4 条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に繰り入れるものとする。

(繰替運用)

第 5 条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第 6 条 基金は、国スポ等の開催に要する経費の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例は、令和12年3月31日限り、その効力を失う。